

福岡地方裁判所委員会（第30回）議事概要

1 開催日時

平成24年3月22日（木）午後1時10分から午後3時00分まで

2 場所

福岡地方裁判所小会議室

3 出席者

（委員）

山口幸雄委員長，瓦林達比古副委員長，青峰万里子委員，石堂高大委員，神野律子委員，岸秀光委員，澤田知子委員，柴田建哉委員，高原正良委員，中芝督人委員，中村年孝委員，野田部哲也委員，林優委員，村山由香里委員（委員は五十音順）

（福岡地方裁判所）

豊岡実事務局長，熊谷敏之刑事首席書記官，植野清民事次席書記官，
廣重良二事務局次長

（庶務：福岡地方裁判所事務局総務課）

古賀元成総務課長，坂梨浩二総務課専門官

4 議事（：委員長，：副委員長，：学識経験者委員，：法曹委員，：裁判所）

(1) 「平成24年度の福岡地方裁判所の課題について」

（事務局長説明）

当裁判所では，毎年，年度当初に福岡地方裁判所として取り組むべき1年間の課題を策定し，その課題の達成に向けて職員が一丸となって取組を進めているところです。年度課題の策定に当たっては，本庁だけでなく，当庁管内の支部・簡裁を含むすべての職場において，各職場ごとに取り組むべき課題や目標について，それぞれの職場で検討したものを本庁において集約した上で，重点的に取り組んでいく課題を検討し，福岡地方裁判所の全庁的な課題として策定

しているところです。

まず、「BCP（業務継続計画）の定着」の課題について説明します。この課題については、前回の地方裁判所委員会においても意見交換したところです。この業務継続計画とは、非常時に優先すべき業務を予め特定し、その継続・再生・開始をスムーズに行うための計画であり、この課題を実現することなくして、「迅速かつ適正な裁判の実現」はないと言っても過言ではありません。現在のBCPに関する取組状況は、各職場において災害発生時に職員がとるべき行動や対策について、シミュレーションを重ねながら、より実効性のある行動チェックリストの策定を目指して作業を進めているところであり、引き続き、PDCAサイクルを実践しながら、「福岡地方裁判所の文化」として定着させるべく、年度課題として掲げたものです。

次に、「支部支援及び連携強化」の課題について説明します。これは、当庁管内の支部・簡裁の中には、職員数が3名という小規模庁もあり、管内における事務処理に際して疑問が生じた場合にいつでも本庁へ照会することができるよう、事務処理別に本庁への問い合わせ窓口を設置し、本庁から管内に対する支援策を講じているところであり、今後、更に充実させ、連携を強化していくことで、裁判所の組織目標である「適正かつ迅速な裁判の実現」を図ろうとするものです。

（民事次席書記官説明）

引き続き、民事裁判の取組について、①新福岡プラクティス、②迅速トラック、③ADR機関との連携強化の3点について説明します。

まず、「新福岡プラクティス」について説明します。これは、訴訟の審理方式の改善を目的として、弁護士会と裁判所とで協議が行われ、その中で相当と考えられる審理方式について、一種のローカルルールとして平成3年に策定されたものであり、当初は「福岡方式」と呼称されていました。

その後、平成10年に新民事訴訟法が施行されたことに伴い、「福岡方式」も見直しが検討され、平成12年4月に改訂されました。改訂後、民事訴訟の適正かつ迅速な審理に向けて、弁護士と裁判官がそれぞれの立場から、実務の運用改善に向けた努力を継続してきましたが、訴訟事件の急増や当事者の権利意識の変化等を背景として、争点整理を中心とした訴訟手続全体の更なる充実に向けた気運が高まり、それを踏まえた議論が活発に行われるなどしたこともあり、平成22年4月から裁判所内部で再改訂の検討を開始し、同年7月から弁護士会と継続的に協議を重ね、平成23年2月から「新福岡プラクティス」として実施するようになったものです。

「福岡方式」、「新福岡プラクティス」は、弁護士会と裁判所が協働して策定したという点に特徴があり、今回策定した「新福岡プラクティス」の運用が定着すれば、より良い一つの訴訟審理方式になるものと考えており、引き続き弁護士会との協議を重ねながら、「民事訴訟の審理に関する福岡方式（新福岡プラクティス）」の更なる浸透及び定着を図る取組を行っていく必要があります。

次に、「迅速トラック」について説明します。迅速トラックとは、福岡地裁独自の運用として、①当事者双方に弁護士が付いていること、②迅速トラックの利用について双方代理人がいずれも同意していることを条件として、比較的争点が簡明な民事通常訴訟事件において、訴訟の早期段階で調停手続に付し、訴訟事件の担当裁判官がそのまま調停手続を担当しながら、原則3回以内の期日で集中的に争点整理や話し合いを行い、調停成立又は17条決定による迅速な解決を目指すという新しい審理モデルであり、平成22年11月から実施されています。ちなみに、17条決定とは、民事調停法17条において、調停が成立する見込みがない場合において、裁判所が相当であると認めるときは、職権で、当事者双方の申立の趣旨に反しない限度で、事件

解決のためにする決定のことです。

平成22年11月以降、これまでに迅速トラックの利用によって終局した事件は約20件となっており、そのほとんどが調停成立又は17条決定により訴訟事件が終了しています。今後も引き続き、弁護士会及び裁判所の関係者の意識改革を促すなどして、この迅速トラックの更なる浸透及び活用拡大を図る取組を行っていく必要があります。

最後に、「ADR機関との連携強化」について説明します。ADR機関との連携については、現在、主に消費生活センターと意見交換等を行っています。消費者問題については、平成21年に消費者庁が発足するなどして、行政面で、その解決に向けて力が入れられてきています。消費者紛争は、全国の消費生活センターに多数の相談が寄せられていて、多くの事案がセンターにおいて解決されていると伺っています。また、相談内容に応じて、相談者に対し、他の機関を紹介することもあると伺っており、その紹介をしていただく場面で、裁判所側の認識と消費生活センターとの認識がずれていると、裁判所で扱うことが相当でない紛争が裁判所に紹介された場合は、裁判所へ来たけれども何ら解決にならなかったというような、不都合が生じかねません。また、世間一般から見れば、裁判所は敷居が高いというイメージも払拭されていません。これらを解消していくためには、消費生活センターの担当者の方に、裁判所の訴訟手続や調停手続を理解してもらう必要があります。また、消費生活センターとの連携を図ることによって、裁判所の手続で解決すべき紛争が裁判所に申し立てられるということが期待されますし、中でも、簡易裁判所が、当事者にとって利用しやすい裁判所としての役割を果たしていくことにつながると考えているところです。

これまでの取組状況として、まず、福岡簡易裁判所では、平成22年6月に、福岡県及び福岡市の消費生活センターを訪問し、それぞれの組織、業務内

容などについて説明をしていただきました。そして、昨年1月と7月の2回、両消費生活センターの担当者の方に裁判所にお越しいただき、裁判所からは裁判官を含む担当者が出席しまして意見交換会を実施しました。また、今年1月には、筑紫野市、春日市、大野城市及び糸島市の各消費生活センターにも訪問して、業務の状況をうかがっています。

次に、福岡簡裁以外の簡易裁判所の取組状況ですが、福岡地裁管内には、福岡簡裁以外に13の簡裁があります。その中でも、宗像簡裁が先行して取り組んでおり、平成20年11月に宗像市消費生活センターとの間で第1回の意見交換会を実施し、これまでに5、6回の意見交換会が実施されています。そのほか、昨年から今年にかけて、飯塚、久留米、行橋、折尾の4庁で意見交換会を開催しています。このように、福岡地裁全体で、昨年から、各地の消費生活センターを訪問したり、意見交換会を開催したりして、情報交換を始めたという段階でございます。

今後も、各地の消費生活センターと裁判所との間で、意見交換を重ねながら、一層の連携強化の取組を進めていくとともに、他のADR機関との連携を図る方策についても検討していきたいと考えています。

（意見交換）

新福岡プラクティスや迅速トラックの運用に関しては、新たに福岡の裁判所に転入してきた裁判官に対し、この取組を定期的に説明しながら、全庁に定着化を図るようにしているところです。

私はこの福岡方式が導入される前から弁護士業務に携わっているが、この方式を導入することで、早期の争点整理や集中審理が実現できるようになったと実感している。多くの弁護士にはこの方式が随分定着しているものの、最近の若手弁護士の中には、未だに弁論期日の直前になって準備書面を提出するようなことが多く見られ、1週間前までの提出という取り決めを遵守できていない

者がいるようである。今後、弁護士会においても、この方式で積み上げられてきた成果を会員に浸透させていく必要がある。

弁論手続においてきちんと議論して、場合によっては当事者本人を同行するなどして審理の充実化を図ることが重要であって、単なる準備書面の陳述のみで弁論を終えるようであってはいけないと考える。また、事情説明表もきちんと提出することで、裁判所の早期の心証形成にも役立ち、当事者にとっても有利に働くこともあり得ると思っている。

この方式の目的とするところは、迅速な裁判を実現することのようであるが、利用者にとっていかにメリットがあるのかが分かりにくいと思う。例えば、審理期間の短縮効果等について、数値等の客観的なデータについて分かりやすく示すことにより、更なる定着が図られるのではないかと思う。それに、マスコミ等のメディアを利用するなどして、もっとPRすることも必要と考える。弁護士の中には未だに十分浸透できていないようであるが、それ以上に一般の利用者にはもっと知られていないのが現状である。

この方式を実践するのは弁護士のようであるが、このメリットを受けるのは誰なのか。利用者か、弁護士か、裁判所か、そこが整理されないとPRする対象も異なってくると思う。

迅速な裁判が実現されるということから考えると、最終的には利用者のメリットとなるものであると考えている。

弁護士として受任した事件が、勝ち筋なのか、負け筋なのかによって、弁護士の訴訟進行の方針も随分と異なってくると思う。勝ち筋の事案のときはどんどん進めていくことになるだろう。

裁判が迅速に進行することにより、審理期間が短縮されると弁護費用の面では弁護士にどう影響するのか。

早く訴訟が終われば、その分早く報酬がもらえるというメリットがある。

新潟プラクティスは訴訟事件の一般的なルールを定めたものであるが、迅

速トラックの運用は、労働審判を参考に当事者双方の同意のもと、話し合いにより原則3回以内の期日で終了させるというものである。話し合いが成立しなければ訴訟手続に戻ることになる。

原則3回以内の期日で終わるということは、負け筋の場合は当事者の納得が得られにくいのではないか。

一般人から見ると裁判を起こすということは、裁判所に自分の思いをきちんと伝えたい、しっかり審理してほしいという思いが強いと思う。それが迅速トラックのように3回以内の期日で終わってしまうとなれば、自分の気持ちがきちんと伝わったのかと思われてしまうのではないか。

迅速トラックの運用については、裁判所と弁護士会との間で協議を重ねているところであり、これまでには訴額の大きい事件についても早期に解決できた事件もある。また、迅速トラックは利用していない事件でも、その運用と同様に早期に書面を提出しあったことにより、早期に紛争を解決できたものもある。この運用については、紛争解決手段の一つのメニューとして紹介できるようになれば利用者の選択の幅も広がるのではないか。

一般の人にはあまり知られていない運用なので、弁護士が広めていくということも重要と思う。モデルケースを集積して、利用者に教示されると利用者は理解しやすく受け入れやすいと思う。

単に金銭的な紛争であれば、迅速トラックの運用に乗せやすいが、金銭の問題ではないケースの場合にはなかなか難しい面もあると思う。

今回出された意見も参考にしながら、さらに弁護士会との協議にも活かしていきたい。一般の方には、裁判は時間がかかると思われているようであるが、大型の事件ではない普通の事件の場合には、以前に比べると随分審理期間が短縮されている。

(刑事首席書記官説明)

刑事部の課題とその取組状況について、特に、裁判員裁判に関してご説明いたします。まず、平成23年の裁判員裁判の審理状況ですが、判決で終局した裁判員事件の平均審理期間を見ますと、平成23年は約7か月、平成22年が約7.3か月となっており、若干短縮されてきております。

裁判員裁判は、ほぼ順調な処理がなされていると考えておりますが、審理をしていく上で、以下の2つの課題が出てきております。

その一つは、起訴されて、公判前整理手続に付されてから1年以上を経過する事件が福岡に限らず、全国的に現れてきている状況にあります。これは否認事件や追起訴のタイミングとの関係もあるようですが、この長期化の傾向にある公判前整理手続の短縮化を図ること、すなわち、トータルの審理期間の短縮化が課題として浮かび上がってきております。

もう一つは、審理の過程において、供述調書等の書面に偏重する傾向が見られることから、これを是正、改善していく必要があります。裁判員経験者に対するアンケート結果を見ますと、「分かりやすかった」というご意見の比率が次第に下がってきていることがうかがわれます。これは、否認事件の審理が増えてきたことも原因かと思われませんが、「見て聞いて分かる裁判員裁判」、いわゆる核心司法を実現するということが課題となってきました。

この点については、自白事件における人証をもっと活用して、裁判員の方にとって、分かりやすい審理内容にしようという検討がなされ、徐々に運用されているところです。

裁判所（刑事部）としましては、以上のような公判前整理手続の長期化の克服、審理の核心司法化に対する取組として、裁判官の中ではもちろんのこと、検察官や弁護士との間でも、鋭意、協議と検討が進められているところです。また、裁判員経験者との意見交換会等で出された貴重なご意見も踏まえながら、今後、更なる円滑な裁判員裁判を実現して参りたいと考えております。

(意見交換)

検察庁では、これまでの裁判員裁判は順調に処理されていると見ている。今後、1件1件についてもっとリハーサルを重ねて、国民にとって分かりやすい裁判を追及したいと考えている。

弁護士会では、裁判所が求める裁判員裁判のイメージが見えてきたところである。それは、裁判員裁判が始まる前に弁護士会で実施した研修で考えていたものと同じであることから、過去に検討したものをあらためて訓練しながら、その場で理解してもらえるような勉強会を実施したいと考えている。

裁判所の課題というものは、民間企業における事業計画のようなものと同視してよいと思う。この課題の策定にあたり、裁判所では前年度の課題についての評価や検証はどのようになされているか。

新年度の課題の策定にあたっては、前年度の課題について、管内を含むすべての職場からの中間報告並びに期末報告を踏まえて、総括を行った上で、新年度の課題を策定する運用としているところである。

なお、今年度の課題については、これまで説明したもののほかに、事務改善、ワークライフバランスの実現、次代を担う人づくりなどの課題を掲げて、取組を進めているところであり、これらの課題については、次回の地方裁判所委員会におけるテーマとして、引き続き、皆様からの御意見をいただきたい。

(その他の意見等)

労働審判事件の処理について、現在福岡地裁では、本庁及び小倉支部において審理されているが、久留米支部でも審理してもらいたいと思う。そこで、仮に久留米支部で労働審判事件が実施可能であるとした場合、どれくらいの件数の事件を審理することになるのか教えていただきたい。

具体的な数値としてお示しできるかどうかを含め、次回委員会までに確認させていただきたい。

(2) 次回委員会（第31回）の予定

ア 日時

平成24年7月19日（木）午後2時から午後4時まで

イ テーマ

「平成24年度の福岡地方裁判所の課題について（続き）」ほか